

# 水産流通適正化制度に係る 加工・流通・販売等事業者 (取扱事業者) の届出

## 【秋田県知事に届出を行う場合】

取扱事業者の届出を行う場合は、次の事項に留意して秋田県知事へ届出を行ってください。届出は原則、**農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による電子申請**としますが、やむを得ず書面で届出をする場合は、秋田県農林水産部水産漁港課あて提出してください。

なお、**専ら消費者に対し販売、提供をする、小売・飲食・宿泊事業者は、届出不要**です。

### 1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地  
※全ての関係する事務所等について届出して下さい。
- (3) 取り扱う種類（アワビ、ナマコ）

### 2 届出に必要な書類

届出者	必要な添付書類	備 考
個人事業主	<u>住民票等の写し</u> ※届出者以外の代理人（行政書士等）が届出を行う場合は、 <u>委任状</u> が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面で届出をする場合に、書類の添付が必要となります。</li> </ul>
法人	<u>定款</u> 及び <u>登記事項証明書</u> ※届出者以外の代理人（行政書士等）が届出を行う場合は、 <u>委任状</u> が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>eMAFFでの届出をする場合</b>、事前にgBizID プライムの取得が必要となり、その際に事業者情報の確認が行われるため、<u>住民票等の写し</u>、<u>定款及び登記事項証明書の添付は不要</u>です。</li> </ul>